

無人レンタルサービス約款

第1章 総 則

第1条（本約款の趣旨）

この約款（以下「本約款」という）は、城東機械リース株式会社が、動産賃貸借（以下「レンタル」という）の事業において、対面を要しないレンタルの方法（以下「無人レンタルサービス」という）を導入したことから、この無人レンタルサービスについての契約条項を定めるものである。

第2条（無人レンタルサービスの提供）

- 1 城東機械リース株式会社（以下「甲」という）は、甲と「建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約」（以下「基本契約」という）を締結した取引先（以下「乙」という）に対して、これまでの対面の方法によるレンタルに加え、対面の方法によらない無人レンタルサービスを提供する。
- 2 無人レンタルサービスは、甲乙間で個別に契約されるレンタル（以下「個別契約」という）において提供される。

第3条（本約款への同意）

- 1 無人レンタルサービスの提供は、乙が本約款に同意することを条件とする。
- 2 乙が、甲に対し、無人レンタルサービスを申し込んだときは、乙が、本約款に同意したものとする。

第4条（基本契約および本約款の遵守）

- 1 甲と乙は、基本契約の定め及び本約款の定めを等しく遵守する。
- 2 本約款に定めのない事項については、基本契約の定めに従うものとする。
- 3 基本契約の定めと本約款の定めが相反するときは、本約款の定めを優先する。

第2章 無人レンタルサービスの実施方法

第5条（対象物件）

- 1 甲は、建設機械その他の動産（以下「物件」という）の中から、無人レンタルサービスに適する物件を選定し、それらについて無人レンタルサービスを提供する。
- 2 無人レンタルサービスは、当面、甲が選定した乗用車、貨物自動車などの車両を対象物件として提供する。

第6条（物件の代理貸渡し等）

- 1 乙は、貸出し中や修理中その他の事情により、物件をレンタルできない場合があることを理解し、希望する物件のレンタルを受けられなくても、一切異議を述べないものとする。

- 2 甲は、乙からの発注に応じるため、乙が希望する物件を、他社から調達して乙に貸し渡すことができるものとし、乙は、甲が乙に貸し渡す物件（以下「レンタル物件」という）が、甲の自社保有物件ではない場合があることを、あらかじめ承諾する。
- 3 前項の場合、物件の貸渡し人（貸主）は他社であり、甲は、他社を代理して乙に物件を貸し渡すものとする。

第7条（無人レンタルサービスの実施場所）

無人レンタルサービスは、甲の事業所の物件保管場所に、無人レンタルサービスの区画（以下「無人ステーション」という）を設け、この区画に物件を配置して行う。

第8条（機械設備による無人対応）

無人レンタルサービスは、無人ステーションに機械設備を設置して行う（以下この機械設備を「無人レンタル機」という）。

第9条（無人レンタルサービスの発注）

- 1 レンタルの発注は、無人レンタルサービスの方法による場合も、対面によるレンタルと同様、電話その他甲が指定する方法によって行うものとする。
- 2 無人レンタルサービスは、乙がこれを希望したときに提供する。
- 3 前項の希望は、レンタルの発注時に、明確にしなければならない。
- 4 無人レンタルサービスの方法による場合、甲は、乙に対し、無人レンタルサービスの提供に必要な情報および資料の提供を求めることができ、乙は、甲の求めに応じなければならない。

第10条（使用者の届出）

- 1 乙は、発注時に、レンタル物件を実際に使用する者（以下「使用者」という）を、甲に届け出なければならない。
- 2 使用者が乙自身の場合、乙は、自身の住所・氏名・連絡先電話番号・携帯電話の電子メールアドレスを甲に伝えるほか、乙の運転免許証の内容を電子データまたはコピー（紙の複写）により甲に提供して、使用者の届出を行うものとする。
- 3 使用者が乙自身ではなく、乙の従業員その他乙の指示または同意のもとにレンタル物件を使用する者である場合、乙は、その者について、前項に定める使用者の届出を行うものとする。
- 4 乙が法人の場合も前項に準じる。

第11条（レンタル物件の引渡し）

- 1 無人レンタルサービスにおける甲から乙への物件の引渡しは、次の手順で行う。
 - (1) 甲は、発注を受けたレンタル物件を乙に貸し渡すためのQRコードを作成し、これを使用者の携帯電話の電子メールアドレスに送信する。
 - (2) 甲は、レンタルの開始までに、レンタル物件を所定の無人ステーション内に配置し、同ステーションに設置された無人レンタル機の中に、レンタル物件のカギを収納する。

- (3) 使用者は、上記のQRコードと使用者の運転免許証を、無人レンタル機に読み取らせ、無人レンタル機からレンタル物件のカギを取り出す。
- 2 使用者が無人レンタル機からカギを取り出したとき、当該レンタル物件の引渡しは完了したものとする。
- 3 無人レンタルサービスの方法による場合は、その性質上、引渡時に機械出庫伝票などの出庫票は発行しないものとする。ただし、引渡し後、乙の求めに応じて発行する。

第12条（引渡しの検収）

乙は、レンタル物件の引渡しを受けた後、直ちに、物件の規格・仕様・性能・機能および数量等について検査し、個別契約への不適合がないことを確認のうえ検収する。

第13条（物件の返還）

- 1 無人レンタルサービスにおける乙から甲への物件の返還は、次の手順で行う。
 - (1) レンタル期間の終了時までに、レンタル物件を無人ステーション内の元の位置（元の位置に他の物件がある場合は、元の位置に近い適切な位置）に戻す。
 - (2) 引渡し時と同じQRコードを、無人レンタル機に読み取らせて、無人レンタル機の扉とキーボックスの扉を開ける。
 - (3) レンタル物件のカギをキーボックスの所定位置に差し込み、キーボックスの扉を閉め、さらに無人レンタル機の扉を閉める。
- 2 無人レンタルサービスの方法による場合、甲はレンタル物件の返還に立ち会わず、乙が前項の返還作業を完了したときに、レンタル物件は甲に返還されたものとする。

第14条（無人レンタル機の作動時間）

- 1 乙は、無人レンタルの方法による発注を完了し、甲からQRコードの送信を受けたあとは、無人レンタル機の作動中、いつでも所定の方式によりレンタル物件の引渡しを受け、または返還をすることができる。
- 2 無人レンタル機は、早朝、夜間、祝休日を問わず、24時間の作動を原則とする。
ただし、保守点検、修繕、作動不良その他の理由により停止する場合があることを、乙はあらかじめ了承する。

第3章 レンタル物件の使用及び乙の責任

第15条（乙の責任）

- 1 乙は、自身が使用者でない場合も、レンタルの契約当事者として、レンタル料（賃料）の支払いその他契約上の責任を負う。
- 2 乙が、乙以外の者を使用者として届け出た場合において、その者が、レンタル物件の使用につき甲に対して責任を負うときは、乙も使用者と連帯して、甲に対し責任を負うものとする。

第16条（第三者による使用の禁止）

- 1 乙は、甲に届け出た使用者以外の第三者に、レンタル物件を使用させてはならない。

ただし、第三者が、使用者の補助者として、使用者の管理下でレンタル物件を使用する場合は、上記の定めに反しないものとする。

- 2 乙が前項の禁止に反して、甲に届け出た使用者以外の者にレンタル物件を使用させ、甲に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第17条（返還物件の検査）

- 1 甲は、乙からレンタル物件の返還を受けた後、遅滞なく故障・損傷の有無その他貸渡し時の状態（以下「原状」という）との相違について検査し、原状と同じ状態で返還されたことを確認のうえ検収する。
- 2 前項の検査により、損傷・故障の存在その他原状との相違が判明した場合、甲は、その事実を乙に通知するとともに、乙に対し、原状回復に要する費用を請求することができる。
- 3 甲から前項の請求があったとき、乙は、甲に対し、すみやかに請求額を支払わなければならない。

第4章 無人レンタルサービスの中断・停止・廃止

第18条（無人レンタルサービスの中断）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合、無人レンタルサービスの提供は、事前の通知なく、中断される。
 - (1) 無人レンタルサービスに関連するシステムの保守・点検または修繕を、緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震・洪水・津波等の天災により、サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争・暴動・騒乱・労働争議等により、サービスが提供できなくなった場合
 - (5) 通信サービスの停止その他の事情により、通信障害が発生した場合
 - (6) その他運営上又は技術上の理由により、サービス提供の中断が必要であると甲が判断した場合
- 2 前項により無人レンタルサービスの提供が中断され、乙に損害が生じても、甲には一切責任がないものとする。

第19条（無人レンタルサービスの変更・廃止）

- 1 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、無人レンタルサービスの全部もしくは一部を変更または廃止することができる。
- 2 無人レンタルサービスの変更または廃止により、乙に損害が生じても、甲には一切責任がないものとする。

第5章 本約款の改定

第20条（約款の改定）

- 1 甲は、甲の判断により、本約款を改定することができる。

- 2 本約款が改定された場合、以後は改定後の本約款が適用されるものとし、乙は、このことを、あらかじめ承諾する。
- 3 本約款を改定する場合、甲は、事前に、甲のウェブサイトにおいて予告するなど相当な方法により、改定内容、改定の効力発生時期等を告知する。

附則

本約款は、令和8年7月15日から施行する。